商品概要説明書

新リフォームローン (ジャックス保証)

(2024年4月1日現在)

	T
商品名	新リフォームローン
ご利用いただける方	○当 JA の営業エリア内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上、最終償還時の年齢が 75 歳以下の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○原則、団体信用生命共済に加入できる方。
	○対象物件が本人、配偶者またはご家族(二親等内)の住居を所有している方。
	○借換の場合、その借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方。
	○過去に不渡り、延滞等の事故がなく株式会社ジャックスの保証が受けられる方。
	○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
	○住居用住宅に関する次の資金とします。
	(1) 住宅の増改築・改修・補修資金
	(2) キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム
次人什么	(3) 家庭用蓄電池・太陽光発電システム(50kw まで)等の住宅設備資金
資金使途 	(4) 門塀・造園・車庫等のエクステリア資金
	(5) リフォームローンの借換資金
	(6) 上記(1)~(5) 以外でJA成田市が認めた資金
	(7)上記(1)~(6)の資金と同時に購入する家具・家電等の資金
	○10万円以上 1,500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
/#: 7. 人 ·姆	但し、農業従事者を除く自営業者の場合は 1,000 万円以内とします。
借入金額	また、資金使途(7)については50万円以内とします。
	*借換え資金のみの場合は残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	○6ヶ月以上 20 年以内(1ヶ月単位)とします。
	*借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とします。
	○工事完了後、借入者口座経由で販売(工事施工)業者へ振込とします。
融资卡 注	但し、資金使途(7)については50万円以内とします。
融資方法	なお、次の全ての条件を満たす場合は、工事完了前の借入者口座振込も可とします。
	*融資金額 1,000 万円以内かつ融資期間 15 年以内
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利
	率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回
	基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年 0.5%以上乖離した
	場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライ

) 1 1) 2 km 左0回日本1 4 亿 、 2 日 10 日本地中国本日本図目 1
	ムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日よ
	り適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	○お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○お借入利率には保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ
	ください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
	月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額
	して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%
	以内、1万円単位)のいずれかをご選択いただけます。
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金
	分と利息分の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額
	の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を
	上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合
	は、原則として期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
	(1)当JA所定の2種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の
	種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
団体信用生命共済	
	団体信用生命共済名 加算利率
凹件信用生即共併	団体信用生命共済 (特約なし) なし
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.3%
	なお次の全ての条件を満たす場合は、加入は任意とします
	*融資金額が 1,000 万円以内かつ融資期間 15 年以内
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたって
	は借入利率に以下の利率が加算されます。
	年0.3%
連帯保証人	○原則として保証人は不要です。但し、以下の場合は連帯保証人が必要となります。
	・団体信用生命共済に加入できない場合
	・(株)ジャックスが必要と認めた場合
手数料	○ご融資の際、当JAに対して事務手数料 3,300 円 (消費税等含む) が必要です。
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
	次の事務手数料(消費税等含む)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…無料です。
	②一部繰上返済の場合…無料です。
	•

必要書類	(1) 本人確認書類(運転免許証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード等)
	(2) 所得を証明する書類 但し、融資金額 100 万円以下は省略可
	給与所得者・・源泉徴収票または住民決定通知書の写し
	自営業者・・納税証明書(1・2)または確定申告書(受付印のあるもの)の
	写し
	(3) 使途を証明する書類
	新規:見積書・注文書・売買契約書の写し
	*資金使途(7)の家具、家電購入は不要とします。
	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本
	支店(所)または金融部(電話:0120-392-125)にお申出ください。当組合では規
	則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情
	等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1389)でも、苦情等を受け付けてお
	ります。
	○紛争解決措置
	上記当組合金融部または千葉県JAバンク相談所にお申出ください。
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。
苦情処理措置および	東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
紛争解決措置の内容	第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」
	という)では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に
	基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等に
	より、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませ
	ん。具体的内容は上記千葉県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い
	合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もご
	ざいますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合
	わせください。

J A成田市